

# 自己株式に係る『資本金等の額』の取扱いについて

平成19年8月  
東京都主税局

平成18年度法人税法改正により、自己株式を取得した場合の『資本金等の額』の取扱いが変更されました。

法人住民税（均等割）及び法人事業税（資本割）における資本金等の額も、法人税法の規定によるものですので、以下の取扱いと同様となります。

## 「自己株式を取得した場合」の取扱い（平成18年4月1日より）

### 自己株式取得の例

#### 例1 非上場株式を購入した場合

- ・みなし配当分は利益積立金額を減少（法人税法施行令第9条第1項第8号）
- ・それ以外の金額は資本金等の額を減少（ " 第8条第1項第20号）

法人税法上、自己株式は資産（有価証券）として取り扱われていましたが、平成18年度法人税法改正により、自己株式を取得した場合は、取得時に株主に対して交付した金銭等の額のうち、対応する資本金等の額分（取得資本金額）については、直接「資本金等の額」を減少し、その金額を超える部分については「みなし配当」として利益積立金額を減少することとなりました。

#### 【取得資本金額の計算】

$$\frac{\text{自己株式の取得等の直前の資本金等の額}}{\text{自己株式の取得等の直前の発行済株式数}} \times \text{自己株式の取得等に係る株式数}$$

\* 計算した額が、交付した金銭等の額を超える場合は、交付した金銭等の額とする。

#### 例2 証券取引市場等で購入した場合

- ・取得価額を資本金等の額から減少（法人税法施行令第8条第1項第21号）

組織再編等による取得は、法人税法施行令第8条第1項第20号及び同21号に列挙されたそれぞれの場合の計算によります。

## 法改正に伴う『資本金等の額の経過措置』

- ・平成18年3月31日現在保有する自己株式については、その帳簿価額を平成18年3月31日現在の資本積立金額から控除（平成18年度改正法人税法施行令附則第4条）
- ・「税務上の帳簿価額」であることに留意

平成18年4月1日に存する法人についての新法による資本金等の額の取扱いについては、平成18年3月31日における改正前法人税法の規定による資本積立金額から、法人が同日において保有する自己株式の同日の“帳簿価額”を減算した金額に、平成18年4月1日以後の改正後法人税法施行令第8条第1項各号の金額を加減算して資本金等の額を算出します。

ここでいう自己株式の帳簿価額は、税務上の帳簿価額となります。

会計上、自己株式を取得した場合は、その取得原価を資本の部（純資産の部）に控除項目として表示します。（自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準）

しかし、改正前法人税法では、自己株式を取得した場合、みなし配当の額がある場合は利益積立金額を減算（改正前法人税法第2条第18号カ）するため、帳簿価額は取得原価からこのみなし配当分を除いた後の額となります。

したがって、みなし配当の額がある場合、会計上の帳簿価額と税務上の帳簿価額は相違することになります。

なお、以下に掲げる自己株式の取得についてはみなし配当が生じないため、この経過措置において資本等の金額から控除する自己株式の帳簿価額は、会計上の帳簿価額と同一のものととなります。

（改正前法人税法第24条第1項第5号、改正前法人税法施行令第23条第3項）

- 1 上場企業による、証券取引所の開設する市場における購入
- 2 店頭売買登録銘柄として登録された株式のその店頭売買による購入
- 3 営業の全部の譲受け
- 4 合併、分割又は現物出資（事業を移転し、かつ、当該事業に係る資産に当該現物出資に係る被現物出資法人の株式が含まれている場合の当該現物出資に限る。）による被合併法人、分割法人又は現物出資法人からの移転
- 5 合併又は分割型分割により次に掲げる株式に対し株式割当等（当該合併又は分割型分割による当該株式の割当て又は当該資産の交付）を受けた場合のその株式割当等  
合併法人、被合併法人又は他の被合併法人が当該合併の直前に有していた当該被合併法人の株式  
分割法人の株式で、分割承継法人が当該分割型分割の直前に有していた株式  
分割法人の株式で、分割承継法人が当該分割型分割により当該分割法人又は他の分割法人から移転を受けた資産に含まれていたもの
- 6 旧商法第220条の6第1項（端株主の端株買取請求権）の規定による買取り

#### 法人税法施行令 附則（平成18年）

（施行期日）

**第一条** この政令は、平成十八年四月一日から施行する。（略）

（資本金等の額に関する経過措置）

**第四条** 施行日に存する法人についての新令第八条第一項（資本金等の額）の規定の適用については、施行日前の同項第一号から第十四号までに掲げる金額の合計額から施行日前の同項第十五号から第二十一号までに掲げる金額の合計額を減算した金額に相当する金額は、施行日の前日における当該法人の改正法第二条（法人税法の一部改正）の規定による改正前の法人税法（以下「旧法」という。）第二条第十七号（定義）に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額に相当する金額から当該法人が同日において有する自己の株式（出資を含む。次項及び第四項において同じ。）の同日の帳簿価額を減算した金額とする。